

令和5年第1回企業団議会（第1回定例会）会議録

招 集 令和5年2月13日（月） 午前10時00分

開 会 令和5年2月13日（月） 午前10時00分

閉 会 令和5年2月13日（月） 午前10時42分

会議の区分 定例会

会議の場所 岡山県南部水道企業団管理本館 大会議室

出席議員

- 2 番 秋 田 安 幸
- 3 番 梶 田 省 三
- 4 番 齋 藤 武次郎
- 5 番 三 宅 誠 志
- 6 番 氏 家 勉
- 7 番 渚 洋 一
- 8 番 浜 秋太郎
- 9 番 藤 原 仁 子
- 10 番 細 川 健 一
- 11 番 芦 田 泰 宏
- 12 番 生 水 耕 二
- 13 番 中 西 公 仁
- 14 番 藤 井 昭 佐
- 15 番 森 守

欠席議員

- 1 番 藤 原 哲 之

説明のため出席した者

- 企業長 黒 田 哲 朗
- 事務局長 西 雅 敏

総務課長 近 藤 孝 之
施設課長 山 下 公 司

議会事務のため出席した者

議会書記

総務課主幹 小 池 正 芳

総務課主任 山 下 佳 世

議事日程

日程 1. 議席の決定について

日程 2. 会議録署名議員の指名について

日程 3. 会期の決定について

日程 4. 選挙第 1 号 議長選挙について

日程 5. 選挙第 2 号 副議長選挙について

日程 6. 議案第 1 号 岡山県南部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 7. 議案第 2 号 岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 8. 議案第 3 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 9. 議案第 4 号 岡山県南部水道企業団職員の降給に関する条例の制定について

日程 10. 議案第 5 号 岡山県南部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について

日程 11. 議案第 6 号 岡山県南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 12. 議案第 7 号 岡山県南部水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程 13. 議案第 8 号 岡山県南部水道企業団情報公開条例の制定について

日程 14. 議案第 9 号 令和 5 年度岡山県南部水道企業団水道事業会計予算について

日程 15. 常任委員会委員の選任について

会議録署名議員

2 番 秋 田 安 幸

4 番 齋 藤 武次郎

令和5年第1回企業団議会（第1回定例会）会議録

令和5年2月13日 午前10時00分開会

副議長（渚 洋一君）

皆さま、おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多忙の折り、ご出席いただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、ご報告いたします。

去る2月7日の倉敷市臨時議会におきまして、倉敷市選出の議員さんの交替がありました。この交替により議長が不在となっておりますので、副議長の私が議長の役を務めますのでよろしく願いいたします。

それでは、新しく選出された方もおられますので、ここで改めて自己紹介をします。

（渚副議長 自己紹介）

副議長（渚 洋一君）

それでは、議員さんの自己紹介を現在の仮議席の順にお願いいたします。

（議員 順次自己紹介）

副議長（渚 洋一君）

ありがとうございました。

続いて、企業団職員が自己紹介をします。

（黒田企業長ほか 順次自己紹介）

議長（渚 洋一君）

以上で紹介を終わります。

ただ今の出席議員は、14名でございます。

定数に達しており議会は成立いたしますので、ただ今から、令和5年岡山県南部水道企業団第1回定例会を開会いたします。

日程1．議席の決定について

副議長（渚 洋一君）

それでは、お手元の日程表により会議を進めたいと思います。

日程第1、議席の決定については、会議規則第2条により、議員の席次は毎年最初の議会で抽選をもってこれを定めると規定されておりますが、ここで抽選をいたしましょうか。

或いは、現在の仮議席を正式の議席として取り扱いませんか。

お諮りいたします。

（「現在のままで」と呼ぶ者あり）

副議長（渚 洋一君）

それでは、議席の決定については、現在の仮議席を正式な議席とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日程2．会議録署名議員の指名について

副議長（渚 洋一君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名については、慣例によりまして私より指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

2番 秋田安幸議員、4番 齋藤武次郎議員、にお願いいたします。

日程 3. 会期の決定について

副議長（渚 洋一君）

次に、日程第 3、会期の決定については、会議規則第 4 条により本日 1 日限りといたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 5 分休憩

（休憩）

午前 10 時 11 分再開

日程 4. 選挙第 1 号 議長の選挙について

副議長（渚 洋一君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 4、選挙第 1 号、議長の選挙についてを上程いたします。

選挙の方法ですが、従来より慣例になっておりますのは、申し合わせによる該当地区から議長候補を推薦していただき、その方を議長にということで行っておりますが、その方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（渚 洋一君）

それでは、そのようにいたします。

申し合わせによる該当地区は、玉野地区となっておりますので、議長候補を推薦してください。

6 番（氏家 勉君）

渚議員をお願いします。

副議長（渚 洋一君）

ただ今私、渚 洋一が議長に推薦されましたが、議長に決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（渚 洋一君）

では、ご異議ないようですので、議長は私、渚 洋一に決定いたしました。

（新議長 議長席に移動）

日程 5．選挙第 2 号 副議長の選挙について

議長（渚 洋一君）

それでは、引き続いて会議を進めたいと思います。

先程、副議長の私が、議長に選出されましたので、現在、副議長が欠員となっております。

それでは、日程第 5、選挙第 2 号、副議長の選挙についてを上程いたします。

選挙の方法ですが、先程の議長選挙と同じく申し合わせによる該当地区から副議長候補を推薦していただき、その方を副議長にどのような方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

それでは、そのようにいたします。

申し合わせによる該当地区は、児島地区となっておりますので、副議長候補を推薦して

ください。

15番（森 守君）

藤井昭佐議員をお願いします。

議長（渚 洋一君）

ただ今、藤井議員が副議長に推薦されましたが、副議長に決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

では、ご異議ないようですので、副議長は藤井議員に決定いたしました。

それでは藤井議員、席の移動をお願いいたします。

（新副議長 副議長席に移動）

議長（渚 洋一君）

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

副議長（藤井 昭佐君）

児島地区の藤井昭佐でございます。

円滑な進行にしっかりと頑張っていきますので、よろしくをお願いいたします。

日程 6 . 議案第 1 号 岡山県南部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 7 . 議案第 2 号 岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 8 . 議案第 3 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 9 . 議案第 4 号 岡山県南部水道企業団職員の降給に関する条例の制定について

日程10. 議案第 5 号 岡山県南部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について

議長（渚 洋一君）

次に日程第 6、議案第 1 号、岡山県南部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 10、議案第 5 号、岡山県南部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について、条例案 5 件を一括して上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第 1 号、岡山県南部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号、岡山県南部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、岡山県南部水道企業団職員の降給に関する条例の制定について、議案第 5 号、岡山県南部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止についてをご説明を申し上げます。

議案書 3 頁から 36 頁をご覧ください。

これらは、いずれも地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴うもので、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等、関連する制度に係る規定を整備する等のため、条例の制定、改正又は廃止をするものでございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（渚 洋一君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、マイクをお持ちしますので、挙手のう
え、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

討論もないようですので、5件の条例案について、一括して挙手により採決い
たします。

議案第1号、岡山県南部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についてから、議案第5号、岡山県南部水道企業団職員の再任用に
関する条例の廃止について、条例案5件については、原案のとおり可決すること
に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（渚 洋一君）

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程11. 議案第6号 岡山県南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議長（渚 洋一君）

次に、日程第11、議案第6号、岡山県南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第6号、岡山県南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書37頁から48頁をご覧ください。

この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業を取得できる回数の制限の緩和に係る規定を整備する等のため、条例を改正するものでございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（渚 洋一君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第6号、岡山県南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（渚 洋一君）

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 1 2. 議案第 7 号 岡山県南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行
条例の制定について

議長（渚 洋一君）

次に、日程第 1 2、議案第 7 号、岡山県南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第 7 号、岡山県南部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書 4 9 頁から 5 0 頁をご覧ください。

この制定は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（渚 洋一君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渚 洋一君）

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第7号、岡山県南部水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（渚 洋一君）

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程13. 議案第8号 岡山県南部水道企業団情報公開条例の制定について

議長（渚 洋一君）

次に、日程第13、議案第8号、岡山県南部水道企業団情報公開条例の制定についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長（黒田哲朗君）

ただ今、ご上程いただきました議案第8号、岡山県南部水道企業団情報公開条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書51頁から63頁をご覧ください。

この制定は、公正で開かれた水道用水供給事業の運営を図り説明責任を果たすことを目的とし、情報公開について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（渚 洋一君）

ただ今、説明がありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (渚 洋一君)

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (渚 洋一君)

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第 8 号、岡山県南部水道企業団情報公開条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 (渚 洋一君)

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 1 4 . 議案第 9 号 令和 5 年度岡山県南部水道企業団水道事業会計予算について

議長 (渚 洋一君)

次に、日程第 1 4、議案第 9 号、令和 5 年度岡山県南部水道企業団水道事業会計予算についてを上程いたします。

企業長の説明をお願いいたします。

企業長 (黒田哲朗君)

ただ今、ご上程いただきました議案第 9 号、令和 5 年度岡山県南部水道企業団水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の 1 頁をお開きください。

第1条の総則は、省略させていただきます。

第2条、業務の予定量でございますが、(1)の年間総送水量につきましては、令和4年度の実績と近年の送水量の推移、また、各構成市からの需要見込みを総合的に勘案いたしまして、前年度当初予算より36万 m^3 増量の2,574万5千 m^3 とし、(2)の1日平均送水量は、7万342 m^3 を見込んでおります。(3)の主要な建設改良事業につきましては、整備事業費といたしまして、3号送水本管移設工事など15億6,480万4千円を予定しております。

また、設備改良事業費といたしまして、第5系No.1表洗ポンプ更新工事など2,041万3千円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入第1款、水道事業収益として18億9,996万円、支出第1款、水道事業費用として14億5,928万2千円を計上し、差し引き、税込みで4億4,067万8千円の黒字を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入として6億8,951万8千円、資本的支出として18億7,194万3千円を計上し、不足額11億8,242万5千円につきましては、第4条の括弧書きにありますように損益勘定留保資金、積立金等で補てんする予定でございます。

次に、2頁をご覧ください。

第5条、継続費でございますが、広江増圧ポンプ所受変電設備更新工事につきまして、総額及び年割額を定めております。

第6条、企業債でございますが、施設整備等の資金に充てるための企業債の限度額等を定めております。

第7条、一時借入金でございますが、一時借入金の限度額を1億円に定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、予定支出において各項間で流用できる場合として、営業費用と営業外費用の流用を定めております。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費と交際費を定めております。

第10条、たな卸資産購入限度額は、1,185万2千円と定めております。

以上、簡単にご説明をいたしました。事業運営にあたりましては、経費の節減はもとより、各事業の内容を一層厳しく精査し、より効率的な経営を行ってまいりますので、ご

審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長から引き続きご説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長（渚 洋一君）

続いて、詳細説明をお願いいたします。

事務局長（西 雅敏君）

事務局長の西でございます。

それでは、詳細説明に入らせていただきます。

主に予算書に沿ってご説明を申し上げますが、机の上にお配りしております令和5年度当初予算案の概要にも触れながら、ご説明を申し上げます。

なお、企業長からの説明と、一部重複するところがございますが、よろしくお願いいたします。

予算書の1、2頁、資料では1頁になりますが、先程、企業長からご説明した内容でございますので、省略させていただきます。

予算書の3頁から4頁と資料の2頁をご覧ください。

資料の収益的収支の比較表では、予算書に記載しております予算実施計画の収益的収入及び支出のそれぞれの主な内訳と前年度比較をお示ししておりますので、併せてご覧ください。

まず、予算書の上の表、収入でございますが、1番上の段、第1款、水道事業収益18億9,996万円のうち、その下の段、第1項、営業収益は、18億9,632万3千円で、このうち送水収益は、18億9,630万円で、資料の2頁にありますように、前年度より3億3,350万9千円の増額となっております。

その下の段、その他営業収益は、2万3千円で、再任用職員の雇用保険料でございます。

その下の段、第2項、営業外収益は、363万7千円で、主なものは長期前受金戻入335万6千円でございます。

次に、予算書の下の方、支出でございます。

1番上の段、第1款、水道事業費用14億5,928万2千円のうち、その下の段、第

1項、営業費用は、13億9,572万9千円で、このうち原水及び浄水費は、3億801万2千円で、資料の2頁にありますように、前年度より655万円の増額となっております。これは、薬品費の増加が主な要因でございます。

その下の段、送水費は、6億697万3千円で、前年度より2億1,343万4千円の増額となっております。これは、電気料金の高騰に伴う動力費の増加が主な要因でございます。

その下の段、議会及び監査費は、1,774万4千円で、前年度より2万2千円の増額となっております。

その下の段、総係費は、1億1,246万5千円で、前年度より3,916万円の減額となっております。これは、1号送水本管廃止に伴う構成団体への負担金の減少が主な要因でございます。

その下の段、減価償却費は、3億4,209万6千円で、前年度より327万1千円の減額となっております。

その下の段、資産減耗費は、843万9千円で、前年度より506万2千円の増額となっております。これは除却費の皆増が主な要因でございます。

その下、第2項、営業外費用は、6,245万3千円で、資料にありますように、前年度より470万5千円の増額となっております。これは、企業債の支払利息の増加に加え、消費税及び地方消費税の納付予定額が増加となるためでございます。

その下、第3項、予備費につきましては、前年度と同額の110万円でございます。

次に、資料の4頁をお願いします。

令和5年度主要事業でございますが、3条予算関係の主要事業を記載したものでございます。

工事につきましては、1番の常山4号増圧ポンプ及び電動機整備工事、2番の水質計器整備工事など10件、委託につきましては、1番の浄水・送水施設運転管理業務委託、2番の中央監視設備点検業務委託など6件、主要事業16件の総額は、1億6,179万6千円となる見込みでございます。

収益的収入及び支出につきましては、以上でございます。

次に、予算書の5頁から6頁と資料の3頁をご覧ください。

資料のなかほどの、資本的収入支出の比較表は、先程と同じく予算書に記載してござい

す予算実施計画の資本的収入及び支出のそれぞれの主な内訳と前年度比較をお示ししておりますので、併せてご覧ください。

まず、予算書の上の表、収入でございますが、1番上の段、第1款、資本的収入は、6億8,951万8千円で、企業債の借入予定額及び国庫補助金でございます。この企業債及び国庫補助金につきましては、3号送水本管移設工事等の財源に充当する予定でございます。

次に、予算書の下の方、支出でございますが、1番上の段、第1款、資本的支出18億7,194万3千円のうち、その下の段、第1項、建設改良費は、15億8,521万7千円で、前年度より3億5,011万3千円の増額となっております。

このうち、整備事業費は、15億6,480万4千円で、資料の3頁にありますように、前年度より3億5,248万5千円の増額となっております。これは、工事請負費の増加が主な要因でございます。

その下の段、設備改良費は、2,041万3千円で、前年度より237万2千円の減額となっております。

その下の段、第2項、固定資産購入費は、175万1千円で、大規模な分析機器等の購入予定がないため、前年度より3,845万1千円の減額となっております。

その下の段、第3項、企業債償還金は、2億8,497万5千円で、これは企業債の元金償還でございます。なお、令和5年度末の企業債残高は、31億4,945万7千円となる見込みです。

ここで資料の5頁をお願いします。

令和5年度主要事業でございますが、4条予算関係の主要事業を記載したものでございます。

工事につきましては、1番の第1系浄水池築造工事、2番の3号送水本管移設工事など8件で、主要事業の総額は、15億1,615万3千円となる見込みでございます。

以上の結果、資料の6頁のなかほどで、資本的収支の不足額は11億8,242万5千円となりますが、この不足額の補てんにつきましては、下の補てん財源の表、青色の部分、令和5年度当初予算をご覧ください。

補てん財源としましては、1番上の段、損益勘定留保資金3億4,402万3千円、その下の段、消費税等資本的収支調整額1億3,838万9千円、その2段下、積立金の取

り崩し7億1万3千円で充当する予定でございます。

次に、予算書の7頁をご覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、下から3段目にありますように令和5年度は、3億6,674万3千円の資金減少となり、1番下、資金期末残高は、35億8,534万1千円となる見込みでございます。

次に、予算書の8頁から12頁の給与費明細書でございますが、こちらにつきましては、説明を省略させていただきますので、後程、ご覧いただければと思います。

次に、予算書の13頁から14頁をご覧ください。

上の表、継続費に関する調書でございますが、3件の継続事業について年割額や企業債の充当予定等を記載しております。

下の表、債務負担行為に関する調書でございますが、令和5年度から9年度までの、浄水・送水施設運転管理業務委託について限度額等を記載しております。

次に予算書の15頁をご覧ください。

予定損益計算書でございますが、下から4段目にありますように、当年度純利益を3億5,218万9千円と見込んでおり、その下の段、前年度繰越利益剰余金6億3,737万5千円、その下の段、その他未処分利益剰余金変動額7億1万3千円を合わせまして、その下の段、当年度未処分利益剰余金は、16億8,957万7千円となる見込みでございます。

ただし、この額の中には、会計処理上発生する資金の裏付けのない金額も含まれており、実質的な当年度未処分利益剰余金は、5億3,014万6千円となる見込みでございます。

予算書の16頁から20頁の予定貸借対照表などにつきましては、ご説明を省略させていただきますが、資料の7頁に前年度との比較がございますので、後程、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からのご説明を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（渚 洋一君）

ただ今、詳細説明もありましたが、質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (渚 洋一君)

それでは、この議案について討論のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (渚 洋一君)

討論を終わり、採決にはいります。

本案は、挙手により採決いたします。

議案第9号、令和5年度岡山県南部水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 (渚 洋一君)

挙手多数により、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程15. 常任委員会委員の選任について

議長 (渚 洋一君)

次に、日程第15、常任委員会委員の選任についてを上程いたします。

この選任については、先程の休憩中にご協議していただいておりますので、総務、建設各委員会の正副委員長及び各委員について事務局から発表させますが、よろしいでしょうか。

(「よろしい」と呼ぶ者あり)

議長（渚 洋一君）

それでは、事務局から発表してください。

議会事務局（小池正芳君）

総務委員会でございますが、委員長が齋藤武次郎議員、副委員長が細川健一議員、委員が秋田安幸議員、藤原仁子議員、芦田泰宏議員、生水耕二議員、藤原哲之議員、続きまして建設委員会でございますが、委員長が中西公仁議員、副委員長が三宅誠志議員、委員が梶田省三議員、氏家 勉議員、渚 洋一議長、浜 秋太郎議員、藤井昭佐副議長、森 守議員、以上となりますので、よろしくお願いたします。

議長（渚 洋一君）

それでは、常任委員会委員の選任については、事務局の発表のとおり決定いたします。

次に、一般質問ですが、発言通告がありませんでしたので省略いたします。

以上で、本日予定の案件はすべて終了いたしました。

令和5年第1回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

令和5年2月13日（月） 午前10時42分閉会